

別表第 2 - 1 - 1 北区が全特別区を代表して承継する第 1 区分に係る財産

財産区分	項目	承継の方法
	別表第 2 - 3 に掲げる事務の用に供する財産(第 1 区分に係るものに限る。)	北区が全ての特別区を代表して承継
その他の財産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁天町駅前開発土地信託事業(以下「オーク 200 事業」という。)の終了に伴い大阪市が引渡しを受けた財産(第 1 区分に係るものに限る。) ・ 土地先行取得事業会計に属する財産(第 1 区分に係るものに限る。) ・ 大阪市が環境施設組合に貸し付けている財産 	

別表第 2 - 1 - 2 北区が全特別区を代表して承継する第 2 区分に係る財産

財産区分	項目	承継の方法
	別表第 2 - 3 に掲げる事務の用に供する財産(第 2 区分に係るものに限る。)	北区が全ての特別区を代表して承継
債権	・ 国民健康保険出産費資金貸付金	
基金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市設泉南メモリアルパーク運営基金 ・ 大阪市介護給付費準備基金 	
その他の財産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市の区域外に所在する財産 ・ 「大阪市未利用地活用方針」(「大阪市未利用地活用方針の策定について」(平成 19 年 6 月大阪市決定)に基づき逐次決定される未利用地の活用に関する方針をいう。)に基づき「処分検討地」とされた土地(以下「処分検討地」という。)及びその土地上の建物その他の財産 ・ オーク 200 事業の終了に伴い大阪市が引渡しを受けた財産(第 2 区分に係るものに限る。) ・ 土地先行取得事業会計に属する財産(第 2 区分に係るものに限る。) 	

別表第 2 - 1 - 3 北区が全特別区を代表して承継する債務

項目	承継の方法
別表第 2 - 3 に掲げる事務に係る債務負担行為に基づく債務	北区が全ての特別区を代表して承継

(注) 上記の債務には、オーク 200 事業に関する和解の和解条項に基づき、大阪市が負担している和解金の支払債務を含むものとする。